

アクセスコード付与請求書の書き方について

世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書（以下「アクセスコード付与請求書」という。）の書き方をご説明します。（意匠登録出願は「アクセスコード付与請求書」対象外です。）

1. 日本国への特許出願又は実用新案登録出願に係る書類の提供を希望する場合

日本国への特許出願又は実用新案登録出願に係る書類を、デジタルアクセスサービス(以下「DAS」という。)に登録し、日本国特許庁から世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）を通じて外国の特許庁に提供することを希望する場合において、アクセスコード通知書、受領書若しくは出願番号通知によるアクセスコードの入手又は電子出願ソフトの「アクセスコード照会」をご利用いただけないときは、出願事件ごとにアクセスコード付与請求書を特許庁長官に提出してください。

アクセスコード付与請求書の書き方は、下記の記載例 1、[申請書類の書き方ガイド](#)を参照してください。

◇アクセスコード付与請求書（記載例 1）

【書類名】	世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書
【提出日】	令和1年7月1日
【あて先】	特許庁長官殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2019-123456
【手続をした者】	
【識別番号】	123456789
【氏名又は名称】	特許株式会社
【代表者】	特許 太郎
【本出願に係る付与】	希望

（注）代理関係を証明する必要があるときは、「【本出願に係る付与】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、「委任関係を証する書面」と記載してください。「委任関係を証する書面」の提出を援用省略するときは、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を記載してください。包括委任状の援用は認められませんのでご注意ください。

なお、当該事件の代理人が本手続を行う場合には、代理関係を証明する必要はありません。

2. 日本国特許庁が保有する第一国出願に係る優先権書類の提供を希望する場合（国内の出願に対して提出した他国の優先権書類を電子的交換の対象とする場合）

日本国への特許出願又は実用新案登録出願に対して提出された日本国特許庁が保有する第一国出願に係る優先権書類を、DASに登録し、日本国特許庁からWIPOを通じて外国の特許庁に提供することを希望する場合は、出願事件ごとにアクセスコードの付与請求を行う必要があります。ただし、当該出願に複数の優先権書類の提出がある場合には1通のアクセスコード付与請求書で複数のアクセスコードの付与を請求することが可能です。

この場合のアクセスコード付与請求書の書き方は、下記の記載例2、[申請書類の書き方ガイド](#)を参照してください。

◇アクセスコード付与請求書（記載例2）

【書類名】 世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書

【提出日】 令和1年7月1日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 2019-123456

【手続をした者】

【識別番号】 123456789

【氏名又は名称】 特許株式会社

【代表者】 特許 太郎

【提出した優先権証明書】

【国・地域名】 カナダ

【出願日】 2019年1月31日

【出願番号】 XXXXXXXXXX

【優先権証明書に係る付与】 希望

【提出した優先権証明書】

【国・地域名】 スイス

【出願日】 2019年2月28日

【出願番号】 XXXXXXXXXX

【優先権証明書に係る付与】 希望

(注1)「【提出した優先権証明書】」の欄に記載すべき証明書が2以上あるときは、【提出した優先権証明書】の欄を繰り返し設けて記載してください。

(注2) 代理関係を証明する必要があるときは、「【提出した優先権証明書】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、「委任関係を証する書面」と記載してください。「委任関係を証する書面」の提出を援用省略するときは、さらにその次に「【援用の表示】」の欄を設けて援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を記載してください。包括委任状の援用は認められませんのでご注意ください。

なお、当該事件の代理人が本手続を行う場合には、代理関係を証明する必要はありません。

3. 日本国への特許出願又は実用新案登録出願に係る書類及び当該出願に係る優先権書類の提供を希望する場合（記載例1のケースと記載例2のケースを一つの書類で一度に行う場合）

日本国への特許出願又は実用新案登録出願に係る書類及び当該出願に係る優先権書類を、それぞれ DAS に登録し、日本国特許庁から WIPO を通じて外国の特許庁に提供することを希望する場合は、出願事件ごとにアクセスコードの付与請求を行う必要があります。

日本国への特許出願又は実用新案登録出願に係る書類及び当該出願に係る優先権書類については、1通のアクセスコード付与請求書でアクセスコードの付与を請求することが可能です。

この場合のアクセスコード付与請求書の書き方は、下記の記載例3、[申請書類の書き方ガイド](#)を参照してください。

◇アクセスコード付与請求書（記載例3）※次のページ

【書類名】 世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書

【提出日】 令和1年7月1日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 2019-123456

【手続をした者】

【識別番号】 123456789

【氏名又は名称】 特許株式会社

【代表者】 特許 太郎

【本出願に係る付与】 希望

【提出した優先権証明書】

【国・地域名】 カナダ

【出願日】 2019年1月31日

【出願番号】 XXXXXXXXXX

【優先権証明書に係る付与】 希望

【提出した優先権証明書】

【国・地域名】 スイス

【出願日】 2019年2月28日

【出願番号】 XXXXXXXXXX

【優先権証明書に係る付与】 希望

(注1) 「【提出した優先権証明書】」の欄に記載すべき証明書が2以上あるときは、【提出した優先権証明書】の欄を繰り返し設けて記載してください。

(注2) 代理関係を証明する必要があるときは、「【提出した優先権証明書】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、「委任関係を証する書面」と記載してください。「委任関係を証する書面」の提出を援用省略するときは、さらにその次に「【援用の表示】」の欄を設けて援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を記載してください。包括委任状の援用は認められませんのでご注意ください。

なお、当該事件の代理人が本手続を行う場合には、代理関係を証明する必要はありません。

今後、優先権書類のデジタルアクセスサービス（DAS）に参加する国の増加が見込まれています。外国の特許庁に対するアクセスコードの付与を請求する手続方法については、当該国特許庁にお問い合わせください。